

(2) 地域活性化分野

【問題意識】

全国規模では2005年より人口減少過程に入ったとされているが、地域別でも首都圏（東京・埼玉・神奈川・千葉）を中心とした大都市圏と一部の地域を除いて既に人口減少が顕在化しつつある。

地域社会における人口の減少は、すなわち需要の減少による地域産業の低迷や生活利便性の低下をもたらし、更に少子高齢化による地域コミュニティの弱体化と相まって地域の魅力を低下させ、「地域社会の悪循環」を引き起こす可能性がある。そしてこれは、将来的に克服した地域と、克服できずに循環的縮小過程に入っていく地域との間で、医療や教育、産業、経済など様々な面で格差となって現れると考えられている。

そもそも地方と言っても、地方都市と農山漁村では直面する課題は一樣ではなく、地方の実情は多岐に渡っている。

地方都市においては、企業立地における国際競争の激化、地元経済活動の低迷による地域産業の弱体化、店舗・病院の減少や郊外移転等に伴う都市機能の衰退や市街地の空洞化が進行している。一方、農山漁村においては、少子高齢化が急速に進行する中、公共工事及び補助金の削減による地域産業の低迷、雇用・就業機会の喪失、医療・地域公共交通等の生活機能の利用利便の低下、さらには後継者不足によるコミュニティ機能の低下が進行している。

こうした状況の中、政府としても「地方再生戦略」（平成20年1月29日改定、地域活性化統合本部会合）を取りまとめ、地方分権改革と連携して推進しているところであるが、それぞれの地域の課題を克服し、地域の活性化を図るためには、地域の特性に応じた地方公共団体の創意工夫による“まちづくり”が重要であることは言うまでもない。いわゆる地域資源の発掘等は、地域イノベーション創出の鍵であり、その資源を住民の主体性や地域コミュニティと有機的に結びつけることで、地域への利益還元の仕組みを作ることも可能である。

今後さらに、地方公共団体が創意工夫し、各地の特性に応じて民間の力を最大限に引き出すことができるよう、また、地域産業を支える各々の企業が創意工夫で新しい事業を興すことができるよう、地方の実情に応じた規制改革を推進していく必要がある。当会議としては、①補助対象財産の転用等の弾力化、②PFIの導入促進に向けた運用の改善、③鳥獣の捕獲に係わる規制、④木質バイオマスの利活用の促進、⑤第三者による住民票写しの交付に係る事務手続きの円滑化、について今般具体的に調査・検討を進めてきた。

① 補助対象財産の転用等の弾力化について

【問題意識】

急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化、市町村合併など社会情勢が大きく変化しつつある中、有効活用されずにいる施設等を本来の用途以外にも使えるようにする補助対象財産の転用等については、全国知事会等からさまざまな支障事例が示されるなど、更なる運用の弾力化を求める要望もあり、昨年当会議は、「規制改革推進のための第2次答申」（平成19年12月25日規制改革会議）に盛り込むなど、運用改善への働きかけを行ってきた。

こうした状況を受け、平成20年4月10日に補助金等適正化中央連絡会議において、社会経済情勢の変化へ対応するため、また既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、完成後概ね10年を経過した補助対象財産については、原則、報告等をもって承認があったものとみなし、地方公共団体が転用等の処分ができるとともに国庫納付を不要とすること、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めることなど必要最小限の条件を付することができること、また、市町村合併等に伴う財産処分については、概ね10年経過前でも同様の取扱いとすること、さらに、「地方公共団体以外の者」の補助対象財産についても、このような趣旨を踏まえて適切に対処すること等、大幅な運用の弾力化を内容とする画期的な決定がなされたところである。

この決定を受け、各府省においては、使用開始後10年を経過した地方公共団体の補助対象財産の処分は、当初の目的を達成したとみなし、原則、報告等をもって国の承認があったものとみなす包括承認制度としたことで、手続きが大幅に簡素化された。

しかしながら、これら各府省の転用弾力化措置は、末端の市町村にまで徹底されない場合、運用面で十分な効果を発揮できない懸念もある。

また、「地方公共団体以外の者」の補助対象財産、いわゆる第三セクターや公社、外郭団体などの財産については、平成20年4月の補助金等適正化中央連絡会議決定において、地方公共団体の補助対象財産の財産処分の弾力化が行われた趣旨を踏まえて、適切に対処することとされており、多くの府省では、10年経過後の補助対象財産の処分であっても、各大臣が個別に認める事業や当該府省の補助対象財産に転用を行う場合等に限り、国庫納付が免除されるなど、一定の制約が残されている。

こうした中、当会議では、社会情勢の変化や地域活性化の観点等を踏まえた地域の創意工夫や既存ストックの効率的な活用が図られることが重要であると考えており、これまで関係府省に対し、改めて運用面での対応の万全化を求めるとともに、

市町村への周知の徹底を念押しするなど、働きかけを行ってきたところである。

以下は、各府省の「地方公共団体以外の者」が所有する 10 年経過後の補助対象財産の転用等に関する承認の考え方の一部を示したものであるが、一律に承認事項としている中、弾力化への対応にはバラツキがあることが理解される。

したがって、各府省による十分な情報提供・周知の下、こうした補助対象財産の処分においても、上記決定の趣旨に則り、各府省により適切に対処されるよう、今後もフォローアップを行っていくこととする。

ア 厚生労働省の補助金等に係る財産処分について

「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財政処分について」（平成 20 年 4 月 17 日厚生労働省大臣官房会計課長通知）により、厚生労働省所管の補助金対象事業、幼稚園や高齢者優良賃貸住宅に使用する場合や、国又は地方公共団体への無償譲渡等について、国庫納付は求めないで承認することとした。

つまりこれは、幼稚園や高齢者優良賃貸住宅等厚生労働省所管の補助対象事業以外への転用であっても、国庫納付の免除が認められることを示している。

また、内部部局である医政局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局及び老健局においては承認基準を緩和する特例が別途定められている。

例えば雇用均等・児童家庭局においては、経過年数が 10 年以上の児童福祉施設等の補助施設等の転用を行う場合、国庫納付は不要であるが承認手続きは必要とする厚生労働省大臣官房会計課長通知から更に緩和し、報告等をもって承認があったものとみなす包括承認事項として取り扱うこととしている。

イ 文部科学省の補助金等に係る財産処分について

「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について」（平成 20 年 6 月 16 日文部科学省大臣官房会計課長通知）により、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する場合や、国又は地方公共団体への無償譲渡等は、原則として承認手続きは必要であるが、国庫納付は求めないこととした。

つまりこれは、文部科学省所管の事業への転用は国庫納付を免除するが、自省の枠を超える転用に関しては、補助金が国民の税金であることを踏まえ、公平に社会へ還元し、公益性を確保するという観点から、事業の内容等を個別に判断することが必要であるとの考えによるものである。

ウ 農林水産省の補助金等に係る財産処分について

「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準につ

いて」（平成 20 年 5 月 23 日農林水産省大臣官房経理課長通知）により、他の農林水産省補助対象財産として自ら使用する場合や、国又は地方公共団体への無償譲渡等は、報告書の受理をもって農林水産大臣の承認とみなすことを可能とした。

これらの場合以外は、補助対象財産の無秩序な処分を防止する観点から承認手続が必要とされ、国庫納付についても、免除の範囲を拡大しつつ、転売防止等の観点から一定の歯止めをかけている。つまり、補助対象財産の所有者が地方公共団体の場合と地方公共団体以外の場合の取扱いには、一定の差が存在している。

また、他省所管の施設への転用については、補助対象財産が有する機能を他の施設に移転した上で、公益の増進に資する目的で転用する場合等は、国庫納付が免除されている。

エ 総務省の補助金等に係る財産処分について

「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 30 日総務大臣通知）により、総務省の所管する法令に規定する事業又は総務省所管の補助金等の対象となる事業など総務大臣が個別に認める事業に使用する場合や、国又は地方公共団体への無償譲渡等は国庫納付不要とした。

つまりこれは、国庫納付の免除を総務省所管の事業、国又は地方公共団体への無償譲渡等の場合としており、効率的な活用のみを第一義とした内容ではないことを示している。

オ 経済産業省の補助金等に係る財産処分について

「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについての一部改正について」（平成 20 年 6 月 6 日経済産業省大臣官房会計課長通知）では、補助金対象財産を、補助事業の成果を製品化するための技術開発や、補助事業の目的を達成するために必要と認められる関連技術の開発に供する場合等には、承認手続きや国庫納付を求めないこととしている。

つまりこれは、転用後実施する事業や用途を限定しているものであり、必ずしも効率的な活用を第一義とした内容でないことを示している。

カ 内閣府の補助金等に係る財産処分について

「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について」（平成 20 年 5 月 27 日内閣府大臣官房会計課長通知）により発出された改正通知により、内閣総理大臣が適当であると個別に認めるものや、国又は地方公共団体への無償譲渡等に限り、国庫納付は求めないこととした。

つまりこれは、転用後実施する事業の内容に関わらず、国庫納付免除の判断を

内閣府の判断にかからしめるものであり、必ずしも効率的な活用を第一義とした内容ではないことを示している。

キ 防衛省の補助金等に係る財産処分について

「防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について」（平成20年7月28日防衛省地方協力局長通知）により、公共用の施設として使用する場合や、国又は地方公共団体への無償譲渡等は、国庫納付は求めず承認することとした。

つまりこれは、防衛省所管の補助対象事業に限定するものではなく、公共用施設であれば国庫納付を免除し承認することを示している。

ク 国土交通省の補助金等に係る財産処分について

公物管理上、補助対象財産が多岐に渡り、さらに施設の性格上、個別事案として必要性の有無を十分検討することが重要であること等から、省内共通の補助金等財産処分に係る一般原則は従来から存在していない。

現在、各部局が今般の補助金等適正化中央連絡会議の決定を受けた弾力的措置に向けた検討を実施しているが、未措置となっている。

【具体的施策】

(ア) 補助金対象財産の転用等の弾力化措置の検討・発出

a 補助対象財産の転用等の弾力化措置の検討・発出（国土交通省）【平成 20 年度措置】

補助施設の有効活用を図ることで、地域経済の活性化等を促進し、地域再生を一層推進するという観点から、承認手続きの弾力化を通じた効率的な活用を推進することは極めて重要である。

補助金等に係る財産処分の承認手続きについて、補助金等適正化中央連絡会議の決定を踏まえた弾力化措置が行われていないため、速やかに承認手続きの弾力化を行うべきである。

b 地方公共団体以外の者が所有する補助対象財産の転用等に係る手続きの更なる弾力化（経済産業省）【平成 20 年度措置】

経済産業省においては、補助金等適正化中央連絡会議決定の趣旨に則り、地方公共団体以外の者が所有する補助対象財産に関する措置について、平成 20 年度に更なる承認手続きの弾力化を行うことを検討中であり、結論が得られた後、手続きの更なる弾力化を引き続き図るべきである。

(イ) 補助対象財産の転用等に係る情報提供・周知の徹底（補助金等所管省庁）【平成 20 年度以降継続実施】

補助施設の有効活用を図ることで地域活性化等を促進する観点から、補助対象財産の転用等を承認する際、補助金等適正化中央連絡会議決定の趣旨に則り、弾力的な運用を図るとともに、引き続き、地方公共団体をはじめ、情報提供・周知徹底を図るべきである。

(ウ) 補助対象財産の転用等に係るフォローアップ（補助金等所管省庁）【平成 20 年度以降継続実施】

補助金等適正化中央連絡会議決定の趣旨に則り、各府省は、補助対象財産の転用等に係る実績について適宜フォローアップを行うべきである。

② P F I の導入促進に向けた運用の改善

【問題意識】

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等を促進し、国民に対して低廉かつ良好なサービスの提供の確保等を目的とする P F I が我が国に導入されて以来、庁舎やスポーツ施設などの建設や病院、刑務所、廃棄物処理施設など長期にわたる運営を民間事業者が手掛ける事業も実現している。

しかし、P F I をめぐって、民間事業者からは、「官民が対等な立場にあるとは言い難い」、「官民の役割分担が曖昧である」、「リスク負担が不明確である」、「選定基準が不透明である」などの声があがっており、また、公共施設の管理者等（発注者）の側からは、P F I は手間がかかり、使いやすい手法となっておらず、その反面、効果が明確に確認しえないことから、P F I を敬遠する動きもあることも、指摘されている。

こうした状況の中、ガイドラインの改定などを通じて早急に対応すべき課題である、①要求水準書の明確化・定量化、②発注者・事業者のリスク分担の適正化、③ P F I 事業者選定手続きの透明性の確保・向上、④落札後の契約見直しに関する柔軟な対応、の四項目については、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）に基づき、平成20年度中に指針の作成等の措置が講じられる予定である。

今後は、P F I の更なる活用に向けて、P F I については、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等を行うべきである。具体的には、「多段階選抜、競争的対話方式の本格的な導入」などについて検討を行い、速やかに結論を得るべきである。

まずは、対話方式の具体的な手順等について、現場への浸透を促進するため、ガイドライン等に盛り込み、周知を進めることが必要である。さらに、事業者の選定は、発注者と事業者との間の価格を含めた契約のあらゆる側面における交渉を通じて行われる必要があることから、E U の方式も参考にしながら、発注者と事業者が十分な意思疎通を行い、双方の負担を軽減しながら優良な事業者が絞り込まれていくという多段階選抜・競争的対話方式の導入について、検討を行い、速やかに結論を得る必要がある。

また、P F I では性能発注が行われることから、事業者は、発注者が提示する要求水準の枠内で自社の持つ最新・最高の技術や当該案件に関する経験・ノウハウが最大限発揮されるような提案を作成することになる。しかしながら、優れた提案がなされたとしても、予定価格に反映されていないことから、入札価格が予定価格を

上回り、落札者とならない場合があり得る。このような場合、民間事業者は落札できないことを恐れ、予定価格を下回るよう提案することを優先するようになり、優れた提案がなされなくなる可能性がある。

したがって、PFIにおいてより良い提案が採用されるためには、可能な限り要求水準の明確化を図った上で、適切な予定価格が算定されるような運用上の仕組みを明確にすべきである。

PFIを継続的に発展させていくためには、PFIが果たすべき役割や事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、費用の削減だけではなく、発注者が支払う金額に対して、事業者側がどの程度までサービスの質的向上を実現できるかという総合評価の視点を重視して、利用者である国民、発注者である国・地方公共団体等、事業者である民間企業のすべてにとって魅力あるスキームに改善する必要がある。

【具体的施策】

P F Iについては、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等を行うべきである。

具体的には、①対話方式の具体的な手順についてガイドライン等に盛り込むこと、②いわゆる競争的対話方式等の手法について整理すること、③適切な予定価格が算定されるような運用上の仕組みを明確にすること、について速やかに結論を得るべく検討を行うべきである。【平成 20 年度以降速やかに検討・結論】

③ 鳥獣の捕獲に係る規制について

ア 有害鳥獣の許可捕獲制度について

【問題意識】

近年、イノシシ、ニホンザル等の生息分布域の拡大、農山漁村における耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業に係る被害は、中山間地域等を中心に深刻化しており、さらに都市部においても、一部の鳥獣による生活環境への被害が増加傾向にある。

現在、野生鳥獣を捕獲するには、「狩猟」と「有害鳥獣捕獲」の2種類があるが、広く流布されている捕獲方法は「狩猟」の方で、これは対象鳥獣や捕獲方法・捕獲時期が限定されている。

一方、「有害鳥獣捕獲」とは、鳥獣の保護及び狩猟に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）に基づき、都道府県知事等の許可を受けて、生活環境等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲又は鳥類の卵採集等を行うものであるが、①対象鳥獣の限定がないこと、②捕獲方法は爆薬や毒薬の使用等の人の生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれのある方法、又は鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある方法、住民の安全の確保又は静穏の保持に支障を及ぼすおそれのある方法等を除き捕獲の方法は問わないとされていること、③許可された期間であれば年中いつでも可能であることなど、許可を受ければ、はこわな等を用いてイノシシや野生化したヤギを通年で捕獲することが認められている許可捕獲制度のことである。

また「有害鳥獣捕獲」については、鳥獣による農林水産業にかかる被害等を防止する観点から鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）を平成19年12月に公布し、被害防止計画を作成した市町村長が、捕獲の許可権限の委譲を受けたいという申し出をすれば、都道府県知事から権限を下ろせるような仕組みを可能とするなど運用の弾力化を行うとともに、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」（平成20年2月21日農林水産省告示第254号）を公表するなど、市町村への理解と周知に努めてきたところである。

しかしながら、昨年の構造改革特区第12次提案において、「野生化した山羊を狩猟鳥獣の対象に加えて欲しい」という要望が出されるなど、市町村の中には、鳥獣保護法の仕組みについて必ずしも十分な理解に至っておらず、従来からある狩猟方法を前提とした硬直的な運用を行っている実態もあるため、制度の内容に

ついて、市町村へ更なる周知を図る必要があると考える。

【具体的施策】

鳥獣被害防止のための「有害鳥獣捕獲」が効果的に運用されるよう都道府県及び市町村に対して「有害鳥獣捕獲」制度について、再度、制度概要及び捕獲申請・許可に係る手続き等、分かり易く通知を行うとともに、実際に制度を利用し捕獲に至ったケース等についてガイドラインや具体的事例を示すことで、一層の周知を図るべきである。【平成 20 年度措置】

イ カラスの卵の採取等に係る手続きの弾力化

【問題意識】

カラスの人に対する被害は、春から初夏にかけての子育て期間中に、地域住民に鳴き声等による威嚇攻撃や、一般廃棄物保管場所が荒らされたり、洗濯物のハンガーの持ち去り等の被害が多く発生する傾向がある。

こうした、生活環境に係る被害等の防止目的においてカラス等鳥獣を捕獲する場合には、鳥獣保護法に基づき、都道府県知事等に事前に書面による申請を行い、その許可を得た後に捕獲作業を行うことが必要となっている。

この理由としては、カラスの生態について十分な知識を有していない者による安易なカラスの卵の採取等は、興奮した親カラスの攻撃を受けてケガをする恐れや、また、カラス等は巣の卵を採取したとしても再び卵を生む繁殖行動がみられ、むやみな卵の採取は根本的な解決には結び付かないなどが挙げられる。

よって、被害を最小限に抑えるためには、カラスが巣を作り直さないタイミングを見計らって、専門の知識や技術を持った業者が、迅速にカラスの卵の捕獲及び巣の駆除を行うことや、住民等が行う場合には、都道府県知事等に提出する捕獲許可申請に係る審査期間の短縮を図るとともに、捕獲の際の注意事項の伝達を適確に行うなど、適切な時期に速やかに対処できる仕組みを整備することが重要である。

また、地方公共団体によっては、専門の知識を有する業者に対して一定期間の捕獲許可を予め出していたり、地方公共団体の事業の一つとして、通年で委託契約した業者に任せているなど、住民からの苦情に対し、計画的かつ積極的に対応しているところもあり、地域の実情に応じた適切な対処方法を各地方公共団体が選択できる先進事例の紹介を行うことも検討すべきである。

【具体的施策】

効果的なカラスの被害対策を推進するため、先進的な取り組みを行っている地方自治体の事例の紹介を行うとともに、即時の対応が求められる場合には、捕獲許可申請に係る処理期間の短縮、提出書類の簡素化を行うなど、捕獲申請・許可に係る手続き等について迅速かつ弾力的な対応を促進するガイドラインの発出を行うべきである。【平成 20 年度措置】

④ 木質バイオマスの利活用の促進について

【問題意識】

現在、地球温暖化の防止の一環として、エネルギーの効率的な利用による化石燃料の消費抑制とともに、自然エネルギーの活用が求められている。

自然エネルギーの中でバイオマスは最も有望であるため、我が国においては、エネルギーや製品としてバイオマスを総合的に最大限活用し、持続的に発展可能な社会を実現するため、バイオマス・ニッポン総合戦略（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）を策定し、バイオマスの利活用の推進を図るための諸施策を実施してきたところである。

バイオマスは、地域で排出される廃棄物等を、地域に適した技術によって工業原料等に変換し、また、地域で消費することのできる物質・エネルギー資源を生むことが可能であり、生産と消費の近接化、一体化に適していることから、産業の地方分散、地方での産業と雇用の創出につながり、林業および林産業の活性化、利用機器の開発・導入を通じた関連産業の育成など、様々な効果が期待できる。

こうした中、地域社会においては、林業で排出されるバーク材（注）を木質ペレット化し、化石燃料の代替品として利用されたり、公園樹の剪定枝をチップ化し、公共施設へのマルチング材やクッション材、堆肥として利用されるなど、ますます木質バイオマスの利活用は広がりつつある。

しかしながら、バーク材等の木質バイオマスは、その物の性状や取引価値の有無等にもよるが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に定める廃棄物に該当する場合が多く、他者の廃棄物の収集運搬、処理等を行うには、廃棄物処理法上の許可が必要となる。具体的には、収集運搬するためには、廃棄物処理法における収集運搬業の許可を、バーク材等を木質ペレットに加工するためには、廃棄物処理法における処分業の許可をそれぞれ取得する必要がある。このため、バーク材等の運搬、加工を行える者が許可事業者限定されてしまい、このことが木質バイオマスの利活用促進にあたり大きな課題となっているという声も聞かれる。

一方、森林で放置されている間伐材等の未利用林地残材なども木質バイオマス原料としての有効活用が期待されるが、上記同様、間伐材等は山から降ろした際、その収集運搬・処理も同法の適用を受けると、許可事業者限定されてしまい、利用が進まないという同様の課題がある。

したがって、生活環境の保全を前提としつつ、地域における木質バイオマスの利活用を目的とした様々な取組みを支援すべく、木質バイオマスを最大限活用できる

環境整備を検討すべきである。

(注) 本稿でいう「バーク材」とは、樹木の幹や枝の外皮を指す。

【具体的施策】

ア 木質バイオマスの利活用促進のための環境整備【逐次実施】

木質バイオマス系廃棄物の効率的な収集運搬、施設立地の促進のための経済的優遇措置やバイオマス利活用技術の研究開発を促進するため、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に係る法律に基づく支援等、木質バイオマスの利活用促進のための環境整備を進めるべきである。

⑤ 第三者による住民票の写しの交付の申出に係る事務手続の円滑化

【問題意識】

「規制改革推進のための3カ年計画（改定）」において、「全国展開を図る事業者にとって、各種申請書類等の様式や仕様等が各地方公共団体において異なることは重い負担となる場合があるため、その統一化を望む声も多い。したがって、上記のような要望が「規制改革集中受付月間」等を通じて寄せられ、かつ、それに国として対応することが地方分権推進の趣旨に反しない場合には、規制改革会議は、関係府省に対し、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ、当該申請書類等の様式・仕様を作成し、地方公共団体へ提示を行うことを求める。」とされており、これに基づき、当会議においては、これまでも様々な分野において、技術的助言の発出や申請手続の簡素化を求めるなどの取り組みを行ってきた。

地域ごとの特色、創意工夫を活かすための地方分権が必要であるのは当然であるが、地方分権の趣旨に反しない範囲で、申請手続の円滑化を図っていくことは、申請者、とりわけ全国展開を図る事業者の業務負担軽減に大いに資するものと考えている。

こうした事例の一つとして、住民票の写しの交付手続きについての要望が民間事業者団体からなされているところである。

現在、個人が契約する損害保険や生命保険において、契約者本人が転居した場合、転居後の住所を保険会社に連絡することを失念するケースがある。保険契約の内容によっては、保険料振込み遅延・忘れて保険契約の失効もあり得るため、保険会社は元の住所地の市町村の住民票の除票を通じ新住所を突き止め、契約者本人に対し必要な連絡をその都度行うなど、お客様サービスに努めている。

一方、市町村は、第三者が郵送にて住民票の写しを取得する場合には、交付の申出書に加え、保険契約の申込書及び申出者の身元を確認する本人確認資料、代理権限等を確認するための資料、郵送による場合の返送先確認資料等を求め、不備がないことを確認した上で、住民票の写しの交付を行っているが、市町村によって求める資料等は異なる場合も見られることから、保険会社は、市町村ごとに、申請に必要な資料一式を予め確認した上で送付するか、確認なしで送付するケースでは、市町村担当者の教示に従い、再度求める資料を郵送し直さなければならないケースも生じている。年間数千件の住民票の写しの交付を申し出している企業にとっては、こうした事務手続に係る時間及びコストがかなりの負担であると指摘されている。

そもそも住民票の写しの交付制度に関しては、平成19年第166回国会において、個人情報に対する意識の高まり等を踏まえた交付請求の主体と目的を限定する住民

基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の一部改正がなされ、一部の不適切な申請者に対する個人情報漏洩の防衛手段が講じられた。これを受け、平成 20 年 4 月総務省から、住民票の写しの利用の目的を証する書類に関する解釈が発出されたものの、様々な契約形態を念頭に置いた一般的な内容のため、市町村間における事務手続が円滑を欠くとの指摘がある。

したがって、第三者による住民票の写しの交付の申出に係る事務手続について、市町村の事務手続が円滑なものとなるような取り組みを速やかに進めるべきである。

【具体的施策】

ア 第三者による住民票の写しの交付の申出に係る事務手続の円滑化を目的とした標準的な事務処理フローの提示及び市町村への周知【平成 20 年措置】

全国的に事業展開を図る法人等が、契約に基づく債権の行使・債務の履行のために、住民票の写しの交付を申し出た場合の対応について、適正な事務手続の円滑化を目的とした標準的な事務処理フローを作成・提示し、速やかに市町村に周知を図るべきである。